

肝機能障害の評価に関する検討会(第1回)	
平成20年10月27日	参考資料

## 肝機能障害の評価に関する検討会開催要綱

### 1. 趣旨

身体障害者福祉法で定める身体障害と、肝機能障害の関係について検討を行う。

### 2. 構成等

(1) 検討会は、上記検討事項に関連する専門家等有識者のうちから社会・援護局障害保健福祉部長が参集を求める者をもって構成する。

(2) 検討会に座長を置き、構成員の互選によってこれを定める。座長は、検討会の会務を総理する。座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指名する構成員が、その職務を行う。

### 3. 検討会

(1) 検討会は座長が必要に応じて招集するものとする。

(2) 座長は、必要に応じて意見を聴取するため、参考人を招へいすることができる。

### 4. その他

検討会の庶務は、社会・援護局障害保健福祉部企画課において行う。